

# 逗子海水浴場のあり方検討会 最終報告書

平成 27 年 2 月

## 目次

ページ

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>逗子海水浴場について</b>	<b>2</b>
	1. 概要	
	2. 基本情報	
	3. 海の家	
<b>III</b>	<b>条例に関する項目</b>	<b>5</b>
	1. 砂浜での飲酒禁止	
	2. 砂浜でのバーベキュー禁止	
	3. スピーカー等の拡声装置の使用禁止	
	4. 入れ墨・タトゥーの露出禁止	
	5. その他	
<b>IV</b>	<b>予算に関する項目（短期）</b>	<b>11</b>
	1. シャワールの増設	
	2. 外灯の増設	
	3. 周知・アピールの充実	
	4. 防犯カメラの設置	
	5. 来年度のマナーアップ警備の実施	
	6. 海までの案内看板の整備、海水浴場内の案内看板の充実	
	7. その他予算が関係すると考えられる事項や課題	
<b>V</b>	<b>海の家音楽と営業時間に関する項目</b>	<b>21</b>
	1. 海の家音楽（楽器、拡声装置等の使用）	
	2. 海の家営業時間	
	3. その他	
	4. あり方検討会での討議内容	
<b>VI</b>	<b>中長期的なあり方に関する項目</b>	<b>36</b>
	1. 夏以外も営業するビーチカフェの公募	
	2. 交番（警察官の常駐場所）	
	3. 下水道の排水・汚水処理設備	
	4. 砂浜減少を防ぐ人工リーフ	
	5. 海岸における一体インフラの整備（下水、歩道、緑化、ベンチなど）	
	6. 海水浴場への入浜料の徴収	
	7. 海水浴期間の延長（建築・解体期間の短縮）	

## Ⅶ おわりに

・・・・・・・・・・45

### 参考資料

- ・ 逗子海水浴場のあり方検討会設置要綱
- ・ メンバー表
- ・ 逗子海水浴場のあり方検討会開催状況



## I はじめに

逗子海水浴場では 10 年ほど前から、音楽を中心とした営業を行う海の家が出店するようになり、ライブ演奏など大音量による騒音が問題となっていた。また、海水浴以外の目的で海水浴場に訪れる来場者が増え、マナーが非常に悪化し、近隣住宅地で泥酔して大声を出したり、嘔吐したり、庭先にごみを投げ込んだりするケースが多発し、近隣住民から不安の声が多く挙がっていた。

その中で、平成 25 年 7 月、海の家のお客同士による殺傷事件が発生し、住民の不安はピークとなった。そのため、安全で快適な逗子海水浴場を取り戻すことを目的とし、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」（以下「条例」という。）及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）が全部改正され、平成 26 年 3 月 3 日に公布・施行された。

その後、条例に基づき設置された「逗子海水浴場のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）において、安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具像について、協議・検討を重ねたものを最終報告として取りまとめ、市長に報告するものである。

## Ⅱ 逗子海水浴場について

### 1. 概要

逗子海水浴場とは、遠浅で比較的波が穏やかである逗子海岸において、逗子市が「神奈川県海水浴場等に関する条例」（以下「県海水浴場条例」という。）に基づき神奈川県鎌倉保健福祉事務所の許可を受け、夏期に開設する海水浴場のことである。また、監視所や放送塔などの海水浴場の管理・運営に必要な施設に関しては、海岸法に基づき、逗子海岸の管理者である神奈川県横須賀土木事務所との占用協議を経て設置している。

### 2. 基本情報

#### ① 所在地

逗子市新宿 1 丁目 2210-6 番地先ほか

#### ② 砂浜延長

遊泳区域 600m（逗子海岸全体は約 850m）

#### ③ 交通機関

- ・ 電 車 JR 横須賀線逗子駅、京浜急行逗子線新逗子駅下車徒歩 10 分
- ・ 自動車 横浜横須賀道路逗子 IC より葉山・鎌倉方面に向かい逗葉新道を経由し約 3 km

#### ④ 開設期間

6 月 27 日から 8 月 31 日まで（平成 26 年度）

#### ⑤ 開場時間

9 時から 17 時まで



参考：CraftMAP -日本・世界の白地図を加工

⑥ 逗子海水浴場 年度別客数（単位：人）

年度	海水浴客数	年度	海水浴客数	年度	海水浴客数
昭和 37	1,783,500	昭和 55	960,621	平成 10	290,430
昭和 38	1,624,220	昭和 56	1,221,410	平成 11	370,520
昭和 39	2,133,900	昭和 57	863,725	平成 12	386,643
昭和 40	1,939,780	昭和 58	867,000	平成 13	222,500
昭和 41	1,858,400	昭和 59	1,328,000	平成 14	293,330
昭和 42	2,355,520	昭和 60	1,019,600	平成 15	261,000
昭和 43	1,844,980	昭和 61	1,379,250	平成 16	304,000
昭和 44	1,168,110	昭和 62	1,030,000	平成 17	380,300
昭和 45	1,329,550	昭和 63	665,400	平成 18	305,000
昭和 46	1,518,820	平成 1	788,300	平成 19	391,750
昭和 47	860,360	平成 2	855,766	平成 20	421,450
昭和 48	867,270	平成 3	801,430	平成 21	242,650
昭和 49	773,630	平成 4	669,500	平成 22	709,500
昭和 50	1,108,940	平成 5	477,010	平成 23	539,300
昭和 51	732,107	平成 6	702,800	平成 24	732,000
昭和 52	788,923	平成 7	482,460	平成 25	417,000
昭和 53	1,399,720	平成 8	493,162	平成 26	201,300
昭和 54	934,041	平成 9	396,700		

### 3. 海の家

逗子海水浴場には多種多様な海の家（平成 26 年度は 43 軒）があり、1つの海水浴場としては現在神奈川県下で最多である。逗子海水浴場において海の家を出店しているのは、逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）に加入している者である。

海の家を設置する際には、海岸法等に基づき、逗子海岸の管理者である神奈川県横須賀土木事務所の占用許可が必要であり、神奈川県の場合は個々の海の家に対してではなく、海岸組合に対して許可がされている。

営業期間は、逗子海水浴場の開設期間に限られているが、その占用期間は前後の建築・解体のための期間も含んでいる。

また、海の家は営業内容に応じて、県海水浴場条例や食品衛生法の許可を神奈川県鎌倉保健福祉事務所より受けている。

#### 海の家の営業時間の推移

年 度	営業時間	特別な事情の 延長時間	備 考
平成 15 年度以前	規定なし	規定なし	
平成 16 年度	21 : 00	23 : 00	ルール策定
平成 17 年度	21 : 00	23 : 00	
平成 18 年度	21 : 00	23 : 00	
平成 19 年度	21 : 00	23 : 00	
平成 20 年度	21 : 00	23 : 00	条例施行（6/24）
平成 21 年度	21 : 00	23 : 00	
平成 22 年度	21 : 00	23 : 00	県海水浴場条例の名称変更に伴う条例改正
平成 23 年度	21 : 00	22 : 00	
平成 24 年度	21 : 00	延長なし	議員提案による条例改正（ルール協議で事業者を除く、開設期間と営業時間を規則で定める。H25 から適用）
平成 25 年度	20 : 30	延長なし	・規則施行
平成 26 年度	18 : 30	延長なし	・改正された条例・施行規則適用

### Ⅲ 条例に関する項目

これより先は、あり方検討会で協議・検討を行った事項に関して記載する。最初に「条例に関係する項目」として協議・検討を行ったものは、利用者の責務として規定された、砂浜での飲酒禁止、砂浜でのバーベキュー禁止、スピーカー等の拡声装置の使用禁止、入れ墨・タトゥーの露出禁止の4項目である。

メンバーの意見集約のために実施したアンケートにおいては、各項目とも現状維持とする意見が多数であったが、変更した方が良いとする意見もあった。

#### 項目

1. 砂浜での飲酒禁止
2. 砂浜でのバーベキュー禁止
3. スピーカー等の拡声装置の使用禁止
4. 入れ墨・タトゥーの露出禁止
5. その他

## 1. 砂浜での飲酒禁止

### ①アンケート意見<現状維持：16 変更：2>

現状維持	海水浴場内においては、飲酒による水難事故防止の観点から、開設者の管理責任が求められる。
	特色として定着させるべき。
	数量は減ったものの依然として空缶、空瓶の放置がある。特に子どもの来場増加が予想される来年は、危険度が増すので現条例維持。
	来年は現状維持で良いと思う<3年くらい>。今年のような秩序ある海岸が、ごくあたり前の様子となってから、少し条例を緩和するのが良い
	風紀の改善は飲酒禁止にしたことによって、もたらされたと考える。隠れて飲んでいる者に対して、より厳しく取り締まるべき。逗子海岸は飲酒禁止の定着を。
	まだまだ海水浴客に周知されていない点があるため、現状維持を希望。
	「少しぐらいなら」という考えもあるかと思うが、OK か NO にしないとトラブルのもとであり、現状ではマナーやモラルに訴えるだけでは元に戻ってしまうので、しばらくは現状維持がよいと考える。海の家の中でのみ飲酒できればよい。
	安全管理上の観点からも反対する。家族連れが多かった今年の浜を堅持すべき。
安全、安心、快適なビーチを壊す最大の原因は、砂浜での飲酒。酔っ払った勢いで他人との喧嘩、相手にからむ（特に女性）等、相手に迷惑をかける行為をする。風紀、治安を乱す。これからも絶対に継続が必要である。	
変更	「海の家敷地内に限って規制対象外」の措置は・・・。自己責任で酒を楽しむ機会まで奪う必要はない。
	マナー違反を起こす原因となる泥酔を防ぐ施策だけにすべき。アルコール全面禁止ではなく、アルコール度数10度以上の酒類は持ち込み禁止とすべき。（須磨の海の家などで実施。）

### ②意見概要

- 現状維持： 定着するまでは、現状維持すべき。
- 変 更： 飲酒は自己責任やマナーに任せるべき。

## 2. 砂浜でのバーベキュー禁止

### ①アンケート意見〈現状維持：16 変更：2〉

現 状 維 持	海水浴場内においては、飲酒による水難事故防止の観点から、開設者の管理責任が求められること及び、環境、ゴミの投棄が懸念される。
	逗子海岸の特色として定着させるべき。
	バーベキューは火気その他煙草、飲酒、ゴミの放置が伴うことが多い。海岸の衛生、美化推進の妨げになるので現条例維持。
	海水浴場開設期間中は砂浜も混んでいる。バーベキューは場所もとりに、煙等、他人に迷惑をかける可能性も高いので、夏は無理だと思う。
	バーベキューを禁止にしたことによってゴミが減り、カラスも減った。現状維持を望む。
	前回の会議でも出ていたように、まだまだ海水浴客に周知されていない点があるため、現状維持を希望。
	バーベキューには必ず飲酒をとまなう。禁止をしないとすると、砂浜での飲酒禁止に反する。悪臭、ゴミの散乱が発生する。これからも絶対に継続が必要。
	以前から、ごみの散乱、におい等ひどかった。ごみを全部持ち帰ることなど不可能。グループで場所を占有するし、子どもには危険。
	バーベキュー用品や食材を販売していた地元商店には、深刻な打撃が出ていると聞いている。海の家でのバーベキューなどに、積極的に地元商店を活用してもらうなど働きかけができるとよい。また、家族連れや、逗子市民が市外から友人を呼んでバーベキューする際にも、気軽に使えるようになるといい(価格面・内容)。
絶対反対である。	
変 更	「海の家に限ってOK」は、市による便宜供与になる。しかし、規制は必要。
	マナー違反を起こす原因となるゴミなどの対策を検討すべき。アルコールの規制をしっかりと監督すれば、バーベキューは許可すべき。バーベキューの禁止は、泥酔とゴミの問題。

### ②意見概要

- 現状維持： ゴミの散乱など、周辺環境への影響が大きいいため、現状維持を希望。
- 変 更： 泥酔と散乱ゴミの対策をしっかりとすれば、許可すべき。

### 3. スピーカー等の拡声装置の使用禁止

#### ①アンケート意見〈現状維持：12 変更：6〉

現状維持	大音量や周辺の日常生活に影響を及ぼす音は、問題である。当面は現状維持により、守れるルール作りが必要。
	逗子海岸の特色として定着させるべき。
	やっと静かな海岸を取り戻すことができたが、一部制限を解除すれば、なし崩し的に元の海に戻ってしまう可能性があるため。
	聞きたい音楽は人によって様々。聞きたくない音楽はただの騒音になってしまう。自然の音で海は十分と感じる。
	海岸に音楽はいらない。現状維持を。
	波の音が聞こえる海岸が望ましい。
	今年の「海の音が聞こえる」状況を逗子海岸のブランドとしてアピールしていきたいと思うので、客質を上げるためにも現状維持。
変更	海水浴客が持参したラジカセ（但し拡声装置なし）を砂浜でかけるのは認めても良いと考える。
	海岸でのイベント等には使用しても良いのでは。条件付きで。告知用スピーカー。
	海の家クラブ化及び騒音を規制すべきだが、現状は音楽の禁止となっている。これは市の文化レベルを下げる施策となりえる。ゆえにこの規制を維持するならば、同時施策として海の家協賛による市主催のスピーカー許可をした「ファミリー音楽イベント」を数回実施すべき。
	音楽を規制するつもりがない事を、ファクトとして示すべき。 海岸全体の使用は、今年同様禁止。但し、市公認のイベントでは使用可としたい。音量規制は必要。

※ 規則に関する内容は記載していない。

#### ②意見概要

- 現状維持： 波の音が聞こえるのが望ましい。また、音楽は人により趣向が違うため、現状維持。
- 変更： 市が主催するような、海水浴場の活性化イベント等には使用すべき。

## 4. 入れ墨・タトゥーの露出禁止

①アンケート意見<現状維持：16 変更：1>

現状維持	逗子海岸の特色として定着させるべき。
	畏怖に感じる入れ墨とお洒落目的のタトゥーの区別がつかず、まだ一般的な日本人には馴染めない。組合はもっと肌を覆うタオル着用を海水浴客に促すべき。市、警備員は違反者にきちんとルールの説明をすべき。
	入れ墨・タトゥーを露出している人がいると、恐くて近くへ行けない。差別とかいう人がいるが、全くナンセンス。日本では入れ墨・タトゥーは悪のしるし。露出禁止は当然。
	個人的には好きではないが・・・。ファッションの方も？
	周知徹底が図られていると思われないため、来年も同様に現状維持を希望。
変更	<p>他人を畏怖させる入れ墨だけを規制すべき。条例では、畏怖の入れ墨とあるが、実際の運用では誤解も含めタトゥーも禁止となっている。取締が難しいから等の理由で、すべてのタトゥーなども禁止するのは、文化レベルの低い人権軽視の街のイメージを付けるだけ。</p> <p>異文化の排斥は、長期的には街を衰退させる。</p>
その他	国際的な良識の是非とも関係することから、法律レベルでの案件と考える。

### ②意見概要

- 現状維持： 日本では、一般的とは言えないことから、現状維持。
- 変更： 異文化の排斥はすべきではない。

## 5. その他

<p>条例は民意であり、単年での改正は制定主旨に反すると思う。条例施行と多くの人の協力により、成果があったことを重く受け止めるべきである。</p>
<p>日本一厳しい且つ最初の新ルールはあった。如何にクラブ化した音楽と飲酒が海岸の環境悪化に影響していたかが証明されたと考えられる。しかし、経済への影響も大きく来年に向けて原点から海水浴場の運営方法を考える事が必要である。(決して新条例見直しではなく、新たな振興策として)</p>
<p>自治会の代表で出席しているが、役員会では来年以降も今年と同じ規制を続けて頂きたいとの意見しか出なかった。違反者を厳しく取り締まれる様にして欲しいとの意見があった。テレビを見て、由比ガ浜と逗子を比べて逗子が良くなってうれしい。このままの状態を定着させて欲しい。</p>
<p>あり方検討会と、まちづくりトークの議論だけでは不十分。市民意識調査も実施すべき。</p>
<p>「海の家」の営業権を、公募により出店者を決める開かれた方法に切り替える事を望む。</p>
<p>海水浴客に100%ルールを守ってもらうのは不可能であるが、営業する側の海の家は、まず自分たちが決めたルールを完全に遵守すべきである。</p>
<p>マスコミは、ニュースバリューのあるネタを求めている。日本一規制が厳しい海岸から、日本で初めての〇〇という具体的施策をもって、日本一素敵な海岸となります、と来年の5月6月ぐらいに発表すべき。</p>

※ 規則に関する内容は記載していない。

## IV 予算に関する項目（短期）

予算に関する項目については、第6回あり方検討会までに意見・提案のあった事項について、条例に関する項目と同時にメンバーに意見集約のためのアンケートを実施し、第7回及び第8回あり方検討会において、検討期間が短期と分類した項目について協議・検討を行った。

### 項目

1. シャワールの増設
2. 外灯の増設
3. 周知・アピールの充実
4. 防犯カメラの設置
5. 来年度のマナーアップ警備の実施
6. 海までの案内看板の整備、海水浴場内の案内看板の充実
7. その他予算が関係すると考えられる事項や課題

## 1. シャワーの増設

①アンケート意見〈賛成：11 反対：3 その他：2〉

賛成	無料シャワーがあるからといって海の家が客が減るとは考えられない。着替えが必要と思う客は利用すると思うし、無料シャワーを使って海の家を利用しないような客はどのような方法でも利用しないと考える。
	海岸中央トイレ横の水栓を使って体を洗っている光景をよく見かけるので、増設及び15:00～16:00の1時間を提案する。余り長いと海を家の営業を妨げることになるが、簡易型折畳テントの流行が進む中これは止められず、シャワー利用の要望は増える。
	増設する場所は問わないが、何ヶ所か増設をして欲しい。使用時間の延長（14:30～16:00）、自由に使用。海水浴客へのサービス（特に逗子市民、家族）。
	市民が誇りを持てる、ホスピタリティのある通年利用のビーチパークの方向で施策を行うべき。
	純粋に海水浴を楽しみたいお客にとっての利便性、快適性は向上させるべき。そのことで来場者が増えるとよいと思う。
	増設と常時使用がセットが良いが、組合との関係は？経費増への対応不可欠。ファミリービーチとして、常時使用は海水浴場管理者として当然ではないか。
反対	海を家の更衣室の利用率が下がる。
	シャワーが足りないという声を聞いたことがない。
	「海の家」の利用で対応可能。
その他	海岸中央、東西トイレのシャワーを常時使用できる様にすべき。税金を払っている逗子市民が無料で利用できるシャワーがあれば嬉しいが、それは前記の後。
	シャワーの提供はもともと海の家がビジネスをするところであるため、現状でも良いのではないか。

② あり方検討会における討議結果

- メンバーの意見を集約すると、増設でなく時間の延長で対応するというものであった。

## 2. 外灯の増設

①アンケート意見〈賛成：11 反対：4 その他：3〉

賛成	防犯上、必要と考える。
	安全対策上3～4ヶ所の増設が必要。ゴミ放置防止にも抑止効果が期待できる。
	夜も安心できるファミリービーチであるべき。
	夜夕、涼みに来た人へのサービス。明るい方が安心して夕涼みが出来る。
	昨年、9月になってすぐ、夜間音霊のあたりで全裸の男性を見かけ110番通報したことがある。海の家が営業を終了して暗くなっていた時期であるが、このように暗いと治安が悪くなるのは十分に考えられるため、増設をお願いしたい。できれば通年で砂浜を明るくしてほしい。
	市民が誇りを持てる、ホスピタリティのある通年利用のビーチパークの方向で施策を行うべき。
	安全管理上必要ではないか。
反対	夜間の海岸の利用は、防犯上等により、抑制すべき。
	現状で十分。
	営業時間に必要ない。夜まで明るい必要はない。(夜の海は嫌いではないが煌々と明かりに照らされなくてもよい。) 明るいと集まってくる集団がいるので。海までの道に外灯を設置するならいいが。
その他	夜、海に行くことがないので良くわからない。子ども達と花火をする時は、当然、懐中電灯を持っていく。
	必要最低限の設置には賛成。必要以上の設置は、夜間に人を集めることになり、騒音等、周辺住民への問題が発生する可能性あり。
	明るいなら明るい、夜に集まる人が増えそうな・・・。

②あり方検討会における討議結果

- アンケートの結果・意見を、中間報告書に載せることとなった。

### 3. 周知・アピールの充実

①アンケート意見＜賛成：18 反対：0 その他：0＞

賛成	周知徹底は必要。
	特に 20～30 歳代の若者、外国人にはルール無知がいる。知っていてもルール無視もある。テレビ、新聞以外の方法で広報力の強い SNS（フェイスブック、ホームページは効果的）によるルール周知を 5 月から開始。ルール以外のサービス向上策、来客お迎え策のアピールも合わせて行う。
	逗子海岸の良さを知らせ、良さを理解できる感性を持ったお客さんが増えてくれることを望む。
	日本一厳しい条例 = 日本一安全な海岸をもっとアピールする。逗子海岸の良さを宣伝すべき。インターネットの活用も大事。
	条例・規則・ルールの周知・アピールは当然。特に安心・快適なビーチに向け、市民・逗子海岸を愛する人達が努力している。
	今年は厳しくした影響で各ニュースに取り上げられたが、来年はこれほど取り上げられなくなると思う。よって、周知の方法を検討したほうが良いであろう。
	マスコミ報道を利用すべき。ツール類は、費用対効果は薄い。
	おしゃれな逗子海岸。安全な逗子海岸。をアピールし、ブランド化したい。
観光客はある程度誘致する必要がある。いろいろな方の意見を聞く中でも、「(質の) 良いお客さんが来てくれるとうれしい」との声は共通して聞かれることであるので、ターゲットを絞ったプロモーションや広報は実施していくべきであり、現在の対立構造やそれぞれの立場からの不満等を軽減できる方策だと考えられる。	

#### ②あり方検討会における討議結果

- 様々な意見が出たため、それを中間報告書に載せることとなった。
  - ・ ルール周知とブランディング等のプロモーションは、同時に行いながらも分けて考えるべき。プロモーションは、戦略的にターゲットを絞った広報が大事。
  - ・ 海水浴場や海の家は、逗子市の経済的にはどの程度大事なのか。大事であれば、海岸組合と市で同じ対象に同じことを伝えていくことが出来るだろう。
  - ・ 商業者の立場からすると、秩序が保たれた状態で、まちの賑わいの一環として人を呼び込みたい。夏場の雰囲気は今年の方が好ましく昨年のような状況はダメだという意見が多かった。売上は今年 7 割近い業者が下がった。
  - ・ 観光協会の理事会でも、今年のような良い客層が増えてくれれば良いという意見があった。今後はそれを PR し、近隣の方にも理解していただき、地元の子ども達や、市外からも来てもらえることを考えていく。
  - ・ 逗子海岸のあるべき姿という 1 つの方針を変えないと意味がないのでは。
  - ・ PR ポイントや魅力を作らないと、いくら PR しても効果は薄くなる。

## 4. 防犯カメラの設置

①アンケート意見＜賛成：12 反対：5 その他：1＞

賛成	犯罪抑止に極めて有効である。
	設置場所には配慮が必要だが、警備員の経費を考えれば、違反行為の抑止効果は期待可能。
	ルール遵守の監視、ゴミ放置抑制など躰指導上、3～4ヶ所設置が必要。隠しカメラでなく大型が目立つのがよい。同時に照明装置の併設も必要。警備員費用に比べ格段に安い予算で実現可能。尚夜間含め映像の監視と出動までの体制整備も必要。
	国道134号線下のトンネル各所、渚橋下に設置することによって、安心・安全がより強くなる。ぜひ防犯カメラの設置を。
	外灯整備と同時に行うことを希望。
	市民が誇りを持てる、ホスピタリティのある通年利用のビーチパークの方向で施策をおこなうべき。治安の抑止力があると言われる防犯カメラは、通年設置すべき。
	交番に変わるものとして、テストで数か所つけてみては如何か。
反対	監視社会につながる恐れが。(水着姿が問題)
	プライバシーの保護
	犯罪や迷惑行為の抑止力にそれほど期待できない。
その他	費用対効果による。

### ②あり方検討会における討議結果

- 様々な意見が出たため、それを中間報告書に載せることとなった。
  - ・ プライバシーの問題は、しっかりと管理して運営すれば問題ない。
  - ・ わかりやすい場所に設置して、海岸に行く人が写れば犯罪の抑止力になる。
  - ・ 住宅地等の町中の防犯の話であれば、それは違う視点で議論すべき。
  - ・ 国道134号線の地下道のように、暗くて犯罪が発生してもおかしくないと思われる場所から、砂浜へ向けて人が撮れるように設置すれば、効果があると思う。
  - ・ 入口や住宅地なら防犯になると思うが、砂浜には設置しない方がよい。ファミリービーチのイメージが下がってしまう。
  - ・ 昨年までの状況だと必要だったかもしれないが、今年のような状況であれば、そこまでは必要ない。
  - ・ 高額な経費がかかる警備員の代替手段として、防犯カメラである程度抑止効果の担保が期待できるのではないか。

## 5. 来年度のマナーアップ警備の実施

①アンケート意見〈賛成：17 反対：1 その他：0〉

賛成	警備員の活動は、積極的かつ適正であったと感じる。
	警備員の服装などは、もっとスマートにできないものか。むさくるしく感じた
	マナーアップの警備は必要と考える。警察官の見回りもある方が良いが、交番まではいらなと思う。
	今年と同じ警備は必要。より強い権限実行性を持たせる様、条例改正も必要。
	条例、規則を緩和し、マナーアップ警備を強化すべき。今回の諸々の問題の本質は、治安の悪化である事を、常に認識すべき。
	警備は必要と思う。逗子海岸を開設する以上、行政の仕事としては。マナーアップのためというのは、実効性があるのかどうか分からない。
	6時からの巡回は、暫く様子を見たら如何か。夜は必要。但し、もう少し若いきちんとした人材が欲しい。
今年度よりも規模を縮小して実施。雨天時や荒天時や実施しないなども検討できれば。	
反対	今年度は委託した警備員数、予算の割には飲酒、タトゥー、バーベキューのルール違反中の海水浴客への注意は不足で投資効果が疑問視。事前の広報周知と24時間の監視装置（防犯カメラ）に比重をかけた方が効果的。

### ②あり方検討会における討議結果

- 今の状態が続けば、年々海水浴客のマナーは良くなる。2・3年経ったら、口コミなどで客数も増え、マナーの良い人も来ると思うので、もう少し今のままで様子を見るべき、ということであった。

## 6. 海までの案内看板の整備、海水浴場内の案内看板の充実

### ①アンケート意見

(海までの案内看板の整備) <賛成：15 反対：1 その他：2>

賛成	案内看板というより、住宅街への侵入を防止する看板等の整備も必要。
	少ない予算で可能。来客への案内は街ぐるみのおもてなし感を与えることができる。
	シンボルロードまでの道がわかりにくいので、あれば。駅前に、シンプルでわかりやすい地図があれば十分ではないか。
	JR 逗子駅及び新逗子駅2ヶ所改札出口より、海岸（東浜・中央・西浜）への数方向、方面の表示を多数希望（特に逗子6丁目、行き止まり多し）
	来訪客にとっては、わかりづらい。
	文字だけのものではなく、絵や写真が入った逗子らしい看板の設置を希望。鈴木英人さんの絵などが入ると良いのではないだろうか。
	逗子海岸のイメージ戦略の一環として考えるのであれば、中途半端なものではなく、たとえばデザインを公募するとか、現在お金をかけた割には海浜ロードとしてのイメージアップにつながっていない東郷通りの整備とセットで考えるとか。
	逗子市の貴重な観光資源に対するサービスとして必要である。
逗子6丁目、7丁目では迷子の案内がよく行われる。ホスピタリティとして、あったほうがよい。(しかも、センスの良い看板だとうれしい)	
反対	看板は美観を損ねる。わが家の周りにも、迷い込んでくる観光客はいるが、メイン道路以外に、近道を探して来る人の対応は看板では無理。特に悪さをするのでなければ、散策してもらえば良い。
その他	必要最小限の数、わかりやすく、景観に配慮したものであればよい。
	市内の景観が最優先。海水浴客の動線が固定されることでの周辺環境への配慮も必要。

(海水浴場内の案内看板の充実) <賛成：15 反対：1 その他：1>

賛成	外国人に分かり易いルール案内、救護所・トイレ・ゴミ箱の場所案内等少ない予算で親切な海水浴場を演出できる。
	海岸のルールをわかりやすく書いた看板を、海岸の景観にあったデザインで作るのが良いと思う。
	必要最小限の数、わかりやすく、景観に配慮したものであればよい。
	文字だけのものではなく、絵や写真が入った逗子らしい看板の設置を希望。鈴木英人さんの絵などが入ると良いのではないだろうか。
	逗子海岸のイメージ戦略の一環として考えるのであれば、中途半端なものではなく、たとえばデザインを公募するとか、現在お金をかけた割には海浜ロードとしてのイメージアップにつながっていない東郷通りの整備とセットで考えるとか。
	現状は少なすぎる。内容を含めて、抜本的に建替えを含めて検討すべきである。
反対	看板は美観を損ねる。現状では必要は感じない。
その他	わからないことを海の家の人に聞いたりするのも、コミュニケーションになって良いのかもしれない。

②あり方検討会における討議結果

- 特に新たな意見等は無かった。

## 7. その他予算が関係すると考えられる事項や課題

### ①アンケート意見

ライフジャケットの設置	本年非常に波の高い日が多く、小さい子どもには危険な日があった。子どもの安全を確保する為のライフジャケット着用を促進して欲しい。 (有料可 100円~300円程度)
合同パトロール	市、委託警備員に同行しての砂浜巡回のパトロールを一般市民のボランティア活動に頼るのは問題がある。同じ行動で一方は有給、片や完全なる無給ボランティア活動では不公平感がある。また現状の巡回ではパフォーマンスに止まった感がする。今後は是非市民にも何らかのインセンティブを付けて頂けるよう望む。 また巡回を行うのなら海水浴客が多い午後3時頃の方が現状確認、ルール遵守への抑止効果が得られると思う。
子ども、ファミリー向けイベント	市内の子ども達が気軽に参加できるイベントを海の家を使って実施して欲しい。
市民参加の海の家	かつての学校海の家のように、市内の子どもが無料で更衣、シャワーできる海の家を市民参加で作って欲しい。
海の家出店申請の厳格化	逗子市が海の家をしっかりと管理、指導できる様に条例改正をして欲しい。ルールを守らない、素行の悪い一部の海の家によって逗子海岸全体のイメージを悪くしている。問題のある海の家は排除して欲しい。その為にも逗子海岸の管理権を神奈川県から譲り受けるべき。
逗子海岸に関する市民意識調査経費	
「海の家」出店者公募方式検討に関する経費	
津波タワーの建設	安全ということもブランドの一環だと思う。現時点では津波の際の避難の案内板はあるが、実際に来場者はどこにどう逃げればよいのか分からないと思う。地域住民の安全確保にも役立つので、検討して欲しい。
警備員の増員を希望	
ユニバーサルサービスの検討	
家族連れが一日楽しく遊べる策の検討	
東エリア外のマリンスポーツフリートの改善	西は、マリン連盟が秩序良く使用しているが、東は某グループの鷹揚な独占的意識に疑問を感じる。域外ジェットの艇庫・運用は、安全な海水浴場を目指すには不適切である。
エリアブイの更新	予算に関係するが、耐久性に問題が有りそう。浮くロープを調査中であり、10月中旬には提出予定。アンカーの打ち方に検討の余地が有り、見積書提出時に改善の提案をする。(今年は、余りにブイの移動が多すぎた為)

※ 海水浴場開設期間外に関する内容は記載していない。

## ②あり方検討会における討議結果

- イベント・振興等についてアイデアを出し、中間報告に載せることとなった。
  - ・ ライフセーバーとその器材を使用して、子どもと遊べないか検討中。混雑していないときに、綱引きなどの子どもが参加できるイベントを期間中複数回実施できないか。
  - ・ ライフセーバーと遊ぶ企画は、子どもだけでなく親にも好評であり、海に馴染みのない子どもにとっては、泳ぐだけでなく一歩進んだ海の楽しみ方が体験できる機会となる。
  - ・ 子ども達が、建築の段階から夏季の営業まで関わり、ひと夏の間、子どもと大人が関わりあいながら色々と経験できる、ファミリービーチの象徴となる海の家が欲しい。
  - ・ 具体的な実現方法として、ビーチのコンセプトに合った海を家の事業者を公募するのはどうか。公募の際には運営で困らないように、補助金等の制度を作って実現する。
  - ・ チャンスが無くなり、海に行かない子どもが増えたと思うので、豊泳会や、割引券をもらい子ども達だけで利用できる海の家が復活すれば良いのでは。
  - ・ 昨年・今年と子ども向けに、海で泳ぐ練習を行う通いの合宿を行った。海で泳ぐ子どもを増やすことが大事なのは
  - ・ 様々な団体で輪を広げていき、企画できればと思う。
  - ・ 様々な団体がスポット的に実施している企画を、連携をとり一連の企画として、参加者の底辺を広げて行ければ、市民以外の参加も呼び込めるのでは。
  - ・ 課題は色々あるが、今年伊豆の弓ヶ浜で実施していた「スプラッシュウォーターパーク」（海上アスレチック）を逗子でもやってみたい。
  - ・ キッズニアのように、子どもを主体として、子どもが運営する海の家で大人が楽しませてもらう、というのも面白いのでは。
  - ・ 全ての海の家で使えるビール券のような物や、海岸組合全体で名物を打ち出し、各海の家がその名物に特色を出す、のような海岸組合の横の繋がりを強化して欲しい。
  - ・ 神奈川県でも色々と規制の話が出ているので、逗子はそこから一段上のアピールをすることが大事。民間の力のみでは限界があるので、市が予算を確保し、音頭を取ってまとめる体制を作って欲しい。
  - ・ 商工業者である海の家は、当然経営を重視するので、今までの様々な案を実現するならば市がもっと投資をして関与する必要がある。
  - ・ 市開設のオープンスペースを確保して各団体がイベントをする際には使用できるようにして欲しい。海岸組合には場所的負担がかかるが、海岸組合・県・市で調整して実施して欲しい。
  - ・ 市又は観光協会などで、各団体の企画を一括で管理することが必要だと考える。観光協会はまさにそれを担う団体だと思うので、各団体もそれをバックアップしていく必要があるのではないかと。
  - ・ フリースペースに関しては、海岸東側を発展させて下水道等のインフラを整備しても良いのでは。

## V 海の家音楽と営業時間に関する項目

海の家音楽と営業時間に関する項目としては、規則第3条及び第5条で定める営業時間と音楽（楽器、拡声装置等の使用）の2項目である。

各項目においては、第9回開催後に実施されたアンケートに記載された意見及びあり方検討会での討議結果について記載する。なお、アンケートに記載された意見には、第10回あり方検討会におけるアンケート集計結果配布に間に合わなかったものが1件含まれている。

### 項目

1. 海の家音楽（楽器、拡声装置等の使用）
2. 海の家営業時間
3. その他
4. あり方検討会の討議結果

## 1. 海の家音楽（楽器、拡声装置等の使用）

①アンケート意見＜現状維持：8 <sup>条件付き</sup> 緩和：10 緩和：0＞  
一部

現状維持	<p>今年の海水浴場は、波の音と子ども達の歓声だけの本来の海水浴場の姿を取り戻していた。</p> <p>平成 27 年度は、鎌倉も相当の規制強化が予想される中、逗子の規制が単年度だけの成果で緩和されることは望ましくない。少なくとも、3～4 年間継続実施して定着しないと今年実施した意義が無くなって元に戻る事が目に見えている。</p> <p>従って、本件については、絶対に継続する事を願う。</p>
	現状維持
	<p>数年前の一番ひどい状況であったときのルールでは、「遊技場部会加盟店舗」は壁等を設置し音が外に漏れないように規制されていたが、その加盟店以外の何ら音漏れ対策を行っていない店舗が勝手に音楽をかけ始めたことが、騒音問題を悪化させた。</p> <p>よって、今少しでも規制を緩めてしまったら、同じように音量を守らない等のルールを違反する店舗が発生すると懸念されるため、現状維持とするべきである。</p>
	禁止のままで良い。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やっと静かになったのに BGM でも認められない。</li> <li>・ 今年と一緒に良い。</li> <li>・ BGM を認めたら、10 年前に戻るだけ。10 年後また同じ議論を繰り返すことになる。絶対にダメ。</li> <li>・ どうやって規制するのか？前組合長はテレビで市役所がやらないから自分達でやらなければならない、と言っていたが現実はどうだったか。前組合長は、市役所の職員が来たら音を下げれば良い、と指導していた。苦情窓口は組合だったが、苦情の電話に出ず、居留守をしていた。その証拠に昨年、合同パトロール中に音楽を出していた海の家があった。前組合長は皆に気づかれない様に後ろを回って走って海の家に入り、音を下げさせていた。今年は市長も一緒にパトロール中に通り過ぎたら音を出していた海の家もあった。これを規制するのは不可能。</li> <li>・ BGM を認めることは、監視の目が無いときは以前と同様にやりたい放題となる。</li> <li>・ その責任は誰がとるのか？誰も取らなかったのがこれまで。</li> <li>・ 県のガイドラインによって音霊のようなライブハウスは規制できるのか？県の見解を聞きたい。</li> <li>・ そもそも、海の家は BGM から始まって音霊のようなライブハウスができた。県はクラブ化を規制したけど、逗子で一番問題だった音霊のようなライブハウスは規制の対象外としている。音霊が戻ってくることが絶対にないように規制を続けるべき。</li> </ul>
	<p>現状維持が良い。1 年で元に戻ってしまうのは早過ぎる。海岸組合が一丸となって、条例を守り、本当のファミリービーチとなるまで、頑張りたい。</p>

現状維持	<p>平成 26 年度規則・ルールを引継ぎ、海の家が流す音楽は全面禁止。</p> <p>海水浴場に音楽が流れても良いと考えるが、現在の海岸組合は店内 BGM を流す音量（80 デシベル）を提案してきているが、これまでの数年の経緯をみると、規則・ルールを守ってきていない。海岸組合は信用できない。</p> <p>飲食（アルコール）と音楽が相乗効果で、初めは建物の内でのダンスが砂浜に出てきて平成 23 年度以降の光景が復活するおそれが出てくる。</p>
	<p>現状維持。海岸組合全体の体質が改善されるまで、数年間は現行の規則で営業すべきである。</p>
条件付き・一部緩和	<p>50 デシベルまでの BGM 等の音又は音楽は容認するべきと思う。</p> <p>また、市長が許可した海岸、海の家でのイベントでの拡声機・拡声装置の使用は認めるべきと思う。</p>
	<p>イベントに音がないのは不自然。節度ある音は必要。クラブ的なものは規制すべき。</p>
	<p>音楽は嗜好品で、好き嫌いが強く出るものなので海岸には無い方がいい。一方で海の家が強く希望している事項なので、闇雲に締め付けて禁止は短絡的。この両方を満たすバランスで緩和してよいのではないか。具体的には、海の家内で音楽が聞こえるのは良く、砂浜で気になるような音の漏れは禁止にする。手法論は海岸組合に提案を求めたい。例えば「音量の規制（80 デシベルには疑問あり）」「指向性スピーカーの利用」「海の家の遮音性の工夫」など。</p>
	<p>例）東京メトロの駅ホームでの動画広告（CM 放映）は、指向性の強いスピーカーを利用し、モニターの正面に立たなければ音が聞こえない。</p>
	<p>海開き前に実証実験をするのは現実的でないので、海開き後に定期的に検討会でレビューの場を持つ。事前に 2 段階の規制レベルを決めておき、レビュー結果で厳しい方にルール改定する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則禁止</li> <li>・例えば場所を設けてのアコースティックな演奏や市の主催・市と海岸組合合同でのイベント等を行う。全く何もないのも寂しい気もするので、モラル・マナーを守った中での音楽があっても良いと思う。</li> </ul>
	<p>海岸組合の方からの、「ライブハウス等の営業はしない。海岸でこちよく過ごすための音楽は流したい」という意見は、理解できる。近隣住民への迷惑にならない音量を守ることを前提に、禁止を解いてもよいと考える。</p> <p>ただし、違反者には罰金、営業停止、海岸組合除名などの厳しい処置を望む。</p>
<p>海岸組合からのスピーカー貸し出し等、方法を考える上で、波の音・会話の出来る程度の BGM は良いのではないか。</p> <p>産業的に衰退してしまうので、ある程度賑やかさは大事だと思います。</p>	
<p>①例え海岸組合が自主規制、管理を決めても各海の家が個別に音量、内容の管理を徹底する事は困難である。従って海の家が個別に音楽を発生する事の禁止規則は継続する。</p> <p>②対案として海岸組合が事務所（例）にて一括して放送内容、音量を決定、管理し、</p>	

<b>条 件 付 き ・ 一 部 緩 和</b>	<p>各海の家には音量調節（ボリューム）付きスピーカーのみを配備し、憩いの感覚で音楽等を流し安全性と利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送内容は湘南ビーチ FM／緊急放送（市、監視所と連携）／イベント用 CD とする。費用は無料である。</li> <li>・湘南ビーチ FM では地元と直結した波／道路交通／電車運行／天気予報／音楽等の情報が常時放送されタイムリーな海水浴客へのサービス提供にもなる。</li> </ul>
	<p>去年までの海水浴場の問題の本質は、治安の悪化と考える。</p> <p>海水浴場開設とは、50 年以上前から続く市主催の最大のイベントであり、逗子海岸近隣地域は、昔から夏の 2 カ月間、人のにぎわう（ある意味騒がしい）地域である事は自明である。その地域に、後から住宅やマンションが建ち、イベントの出す音楽を騒音として規制するのは、道義的に疑問が残る。</p> <p>故に原則、音楽規制には反対であり、海の家は、市民を含め来場者を楽しませるために、堂々と良い素敵な音楽で演出して欲しい。ただし、老人多数の市である逗子の現状を考えるなら、今年は、原則を崩し、以下の方向が良いと思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 昼は音楽あり。夜は音楽なし。（営業時間の問題と関係します）</li> <li>2、 海の家の中で遊技部会（10 軒程度）のみ音楽あり。その他は音楽なし。</li> </ol>
	<p>海の家各店の BGM は主に店内に向けて聞こえる範囲を制限し認める事とする。また、拡声器の使用等は、市長の目指す来場者の呼び戻しの為のイベントや防災防犯の為にも欠かせないものであり、これらについても規制緩和する。</p> <p>規制よって音楽全体を禁止するのではなく、ライブハウス形態での出店や、興行目的での営業、BGM 音量の制限等、細やかにルールを定めて行くべきである。</p> <p>海の家は現状更衣所としての機能にとどまらず、海水浴の合間にリラックスする場所、食事を楽しむ場所、夕涼みする場所などと来場者のニーズは多様化している。音楽は各海の家がお客様をお迎えする上で、雰囲気作りにも必要なサービスである。</p> <p>平成 26 年度は様々な規制が同時にされたことで治安が回復したと言えるが、浜での禁酒がそのまま今年も続くのであれば、イベント（興行目的の音楽、ライブハウスの営業）ではない音楽(BGM) の復活によって、治安が悪化するとは思えないし、今後海岸全体でのイベントや式典等でも拡声器の使用は必要になってくる。</p> <p>細やかなルール策定はもちろんルール違反者による罰則や防止策についても今後十分に検討していく必要がある。</p>
	<p>海岸組合の試案にあるように、海を家の快適な環境提供という視点から店内 BGM は音量を考慮して良いと思います。</p>

## ②意見概要

- 現状維持： 単年度だけの成果で緩和することは望ましくない。ここ数年の状況を考えると違反する店舗が発生することが懸念される。
  
- 条件付き一部緩和： 音量の規制や貸出スピーカー・違反者への厳しい対応など一定の条件を付したうえで認めたり、市や観光協会が行うイベント時の音楽・BGMは認めた方がよい。

## 2. 海の家営業時間

①アンケート意見<現状維持：4 条件付き 緩和：7 緩和：7>  
一部

現状維持	<p>数年前のルールでは、「営業時間は〇〇時まで、ただし、特別な場合は時間を延長できる。」とあった。当初はその「特別な場合」というのは花火大会の日だけとされていたが、勝手に解釈した店舗がいつの間にか毎週末が特別な日としたことにより、海岸全体の治安が悪化し騒音問題が発生した。</p> <p>そのような経緯を考えると、やはり、営業時間の延長はするべきではないと考える。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やっと静かになったのに営業時間延長の議論をすること自体おかしい。5年間は継続すべき。</li> <li>・ 今年と同じで良い。</li> <li>・ 延長には反対。</li> <li>・ 時間延長するのであれば理由を明確にして、逗子市が責任を持って自治会に説明し、同意を得て欲しい。</li> <li>・ そもそも組合との裁判で逗子市は午後6時30分の正当性を主張していたはず。</li> <li>・ 平成26年度の県のガイドラインに記載されている時間は何時か。県の見解を聞きたい。</li> <li>・ 時間延長の理由は何か。海水浴場としての利用か。それ以外の利用目的か。それならば、そもそも逗子海水浴場の在り方を決めてから議論すべき問題。</li> </ul>
	<p>現状維持。海岸組合全体の体質が改善されるまで、数年間は現行の規則で営業すべきである。</p>
	<p>今年と同じで良いと思う。来年の結果を見て平成28年度以降は再考すればと思う。</p>
	<p>殆どの店は条例を守って営業していたが、東西両端の数軒に音や酒、タトゥーを含めて確信犯的に違反していた。これを組合長に進言するも、一向に直らない現状がある。</p> <p>また、浜の環境が変わったにも拘らず、相変わらず昨年までの営業形態を変えずに営業努力もせずに売り上げ減は条例の為だと言う店が多いのも事実である。</p> <p>然しながら、まじめに努力している店の事も有り少々でも考慮する事も必要かと思う。(日テレでは、今年の継続の場合スポンサーの確保が難しく撤退止む無しとのことで困惑している)</p>
条件付き ・ 一部 緩和	<p>先日の海岸組合からの提案に有った21時までの延長案は、現状を踏まえ何を考えているか全く理解できず、ダメ元で言っているようにしか思えない。</p> <p>そこで、まずは少し緩めて週末(金・土・日)とお盆の繁忙期数日に限定し1時間の延長としたら如何かと考える。</p>
	<p>平成26年度の市や海岸組合の努力とその成果を高く評価する。</p> <p>海岸の風紀同様、午後9時前後の逗子駅周辺の風紀の乱れに悩まされてきた。条例施行前は、市内の小・中学生が塾の帰りにあたるこの時間帯に、酔っ払いが町にあふれ、本来ひとりで帰れる子どもにも、親の送迎が必要であった。現在は安心して子ども</p>

もを外出させることが出来る。

この状況を維持することは、子どもたちのために、大人のすべきことと考える。

ただし、市外から訪れる観光客にとって、日没時間の美しい光景が最大の楽しみであり、この時間こそ海の家営業を行いたい、という考えも理解は出来る。

そこで、来年度は営業時間を 19 時 30 分まで、と 1 時間繰り下げ、様子を見ることを提案する。

金・土・日は延長しても良いのでは。延長時間は、要検討。

但し、各海の家が延長時間遵守の誓約書を書いた場合のみ。

静かであれば、20 時でも 21 時でも良いと思う。海への行き帰りに地域住民の迷惑にならないように、店側からも店内にポスターなどを貼って、呼びかけて欲しい。

①逗子海岸では特に市外、海岸から遠くに住む市民にとっては家族連れで夕方涼しくなって夕食を取ってから帰宅するケースが多いと思われるが、現状では十分な時間が取れない。かといって夜の営業を認めると喧騒、地域安全の確保が難しくなり、平成 25 年度以前の問題の繰り返しとなり兼ねない。

②また来年度は鎌倉海岸での音楽規制が厳しくなるとの報道もあり、その場合はまた逗子海岸に「その種」の人達が戻ってくる可能性も危惧される。これは時間規制の問題ではなく日没後に環境が乱れるという問題である。

③従って海の家営業時間を日照～闇夜への変化に応じて流動的に管理する方法が良いと考える。つまり営業時間管理として日没時間が 6 月 19 時～8 月末 18 時のように暗くなり加減に応じて閉店時間を変化する方法である。尚日没時間は全国基準である国立天文台発表の日の入り時間と定義する。

④提案：ア 海開き日 6 月末営業 09:00～19:00 ラストオーダー 18:30 閉店 19:30

イ 終業日 8 月末営業 09:00～18:00 ラストオーダー 17:30 閉店 18:30

ウ 営業時間は駅、街中に案内板を設け、また海岸の拡声装置及び別項提案の湘南ビーチ FM での放送で伝える。

エ 海を家の 90%以上が食堂を有すので、収益改善も期待できる。

安心・安全なビーチをこわす要因は何かを考えた時、1 時間延長し、19 時 30 分までにしても安心・安全なビーチをこわす要因にはならないと考える。

但し、条件として砂浜の治安を守る観点から外灯の増設（砂浜をもっと明るくする）と、19 時 30 分の警備員又は警察官のパトロールを提案する。条件が満たされなければ 18 時 30 分まで。

1 時間延長により泥酔者が出てこないか心配だが。

繰り返すが、去年までの海水浴場の問題の本質は、治安の悪化である。警備体制の問題である。

私の記憶では、一律的な営業時間の制限は、音霊ができる前までは無かったし、各店独自で決めていた、音霊の騒音の問題との交渉の道具として一律的営業時間の制限が始まった。

東京に通勤している者は海を家の営業時間が短くなっている事で、海を家の利用ができない状態になっている。原則、営業時間は海の家各店舗が決めるべきと思う。た

	<p>だし、住宅地と接近している逗子の現状を考えるなら、今年は、夜の音楽なしでの調整が現実的と思う。</p>
緩和	<p>19時30分まで</p> <p>閉店時間を19時30分までとするべきと思う。また、従業員退店時間を21時00分とするべきと思う。</p> <p>なお、ラストオーダー時間の制限は、あえて決める必要はないと思う。</p>
	<p>最大8時(20時)まで良しと考える。商店街から考えると、帰りのお客を1回のみではなく、第2波も取り込める様にしたい。</p>
	<p>逗子海水浴場はファミリービーチであるがこどもの国ではないので、文化的な大人の利用をスポイルするべきではない。そういう意味で18時30分閉店は海岸の一番気持ちの良い時間帯を堪能できずもったいない。日没後1時間、20時程度までの延長を強く望む。不安ならせめて日没30分後まで。</p>
	<p>営業時間はせめてあと30分の延長が欲しい。平日の夕方の日没を飲みながら楽しみたい。</p>
	<p>市の条例に従い、順守した店がほとんどであった。</p> <p>逗子海岸の夕陽はすばらしい。営業時間を、現状より1時間延長させてあげても良いのでは。</p>
	<p>海の家は現状更衣所としての機能にとどまらず、海水浴の合間にリラックスする場所、食事を楽しむ場所、夕涼みする場所などと来場者のニーズは多様化している。特に猛暑が続く夏期において、地元の人にとっても、市外の来場者にとっても夕涼み～海での夕食～軽い飲酒はニーズとして大きく、18:30までの営業はあまりにも早すぎる。飲み屋営業のイメージではなく、ディナーを楽しめるレストラン営業のイメージで閉店時間を定めれば良いと思う。</p>

## ②意見概要

- 現状維持： 単年度だけの成果で緩和を判断すべきではない。
- 条件付き： 週末（金・土・日曜日）や、お盆時期など期間限定で緩和。周辺への一部緩和  
 の問題・影響を及ぼさないことや、警備強化を前提として、1時間～1時間30分の緩和。
- 緩和： 夕陽を楽しみながら飲食したい。仕事から帰ってきて海の家を利用したいので、せめて30分の緩和から、ディナーを楽しめるレストラン営業の閉店時間。

### 3. その他

時間延長については、取敢えず一律になるでしょうが、違反者への罰則規定をきちんと組合と合意した上でのごことと考える。鎌倉如何では多少影響が有るかも知れないが、折角実行できた静寂を元に戻すことは今年を無にしてしまうので、緩和の条件として

- ・ ルール厳守と違反者に対する罰則規定(程度に寄るが数日間の営業停止から除名)を確約する全店の同意書の提出
  - ・ 東域外の水上バイク業者に対して、組合員であっても許可しない強い姿勢を約束する
  - ・ 酒の販売ですが、ビンのまま・ガラスやプラコップで浜に出る事の禁止(店から配達している者も見受ける)を徹底させると共にこの罰則規定の同意書の提出
- 等、緩和条件を担保するための規制の同意をセットにすべきと考える。

より良い逗子海水浴場を目指して、組合に規制を求めるのではなく、まずは組合側全店が変わらなくては何時まで経っても現状は改善されないと考える。

逗子海岸営業協同組合のルール等を守らせる為の組織・体制の再構築を要望する。

#### 飲酒の件

様々な意見で集約は難しい。但し、基本的には浜での飲酒は海の面からも良いとは言えず、このまま店内の飲酒でいくのはやむなし。

・ 音楽の問題や営業時間の延長について、本来は認めても良いことであると思うが、今まで毎年のように「ルールを守る」といって裏切られてきた海岸組合の言葉が信用できない。せっかく安全で静かな海岸を取り戻せたのに、今までの経緯を見る限り、一部でも規制を緩和するには不安がある。

そもそも、海の家之死活問題といわれても、規制が強化された原因は、その「海のルール」で決められたことすら守らなかった海の家自身にあり、自業自得というべきである。

(極論であるが一部の商業者の儲けのために住民が迷惑を受けるのであれば、海の家などは無くなっても良いと思っている。)

やってもいなくちから、守ることができるから規制を緩めてほしいと、行政や市民に要求する前にまず自分たちの襟を正し、来年は現状維持のまま、海岸組合は完全にルールを守らせる体制ができるということ最低でも1年は実証してもらいたい。

その最低限のルールを100%守らせることができ、初めて海岸組合は市民に対し要求し、次の年(平成28年度)から、時間延長及び音楽を一部認めていくべきであろう。やってもいなくちから、規制を緩めるのは時期尚早であるとする。万一、来年も違反者が出た場合は、その次の年も現状維持とし、罰則規定の検討も必要であるとする。

・ 海水浴場開設期間が厳しくなったことで、その期間は安全になったが、海の家建設及び解体期間中は前のまま変わらず周辺の治安が悪くなっている。

国道134号線は交通量も多く危険性が高いため、駐車禁止だけではなく駐停車禁止であるのと思うが、平気で道路上に長時間駐車し資材の搬入・搬出を行っているものがある。

本来であれば警察に道路使用許可をもらい、交通誘導員を配置して行うことと条件が付与されるはずである。もし、道路使用許可申請を行って作業をしていたとしても、現状では交通誘導員を配置していないという違反となり、いずれにしても、これは海のルールというもの

ではなく法律上の違反行為である。

その他、期間中は砂浜への車の乗り入れや資材の放置など、非常に危険な無法状態であるまま一切改善されていない。

そもそも、県に対し海岸の占用許可申請を行っているのは、店舗独自ではなく海岸組合であるのだから、許可申請者としてしっかり管理するべきで、建築期間及び解体期間中も監視する者を配置するべきであろう。

現状のルールによるお願いでは限界なようなので、何らかの規制が必要であると考えている。

・東浜のマリンジェット全面禁止。

マリンジェットの持ち込みは富士見橋横の河川管理道路入り口、なぎさ橋の上に車を停車して行う。危ない、通行の妨げになる。そもそも前組合長時代にウインドサーフィンやヨットが1年間を通じてできるように、海の家を中央へ寄せ、マリンスポーツエリアを広げた経緯がある。昨年までは海の家に時間外でもマリンジェットの持ち込みは禁止されていた。しかし前組合長がボート組合を作った途端にその規制が無くなりマリンジェットは前組合長の独占になった。これは、海岸の私物化であり問題。東浜は全面禁止にすべき。

・逗子海岸の占用許可は誰が申請しているのか？海岸組合と逗子海岸ボート協同組合の関係を明らかにして欲しい。

・逗子海岸ボート協同組合の占用許可は禁止にして欲しい。

・砂浜での4輪バギーの乗り入れ禁止。

・海の家の建設、撤去期間の短縮。

車を砂浜に止め、のんきにBBQをやっている。我が物顔。しかも、ゴミは逗子市のゴミ箱へ捨てる。作業であれば、産廃だしプライベートであれば、車の乗り入れは問題。そもそも問題を起こすところがいつまでも好き勝手している。海の家側が出来るか、出来ないかの問題ではなく、市民が理解できるか、出来ないかの問題。

建設、撤去期間中の苦情処理は誰のこういった責任で行うのか？県土木か逗子市か海岸組合か？責任を明らかにし連絡体制を作るべき。

前回の議論のように、海岸組合と個々の海の家が同じ温度感で規制順守することが大事です。そのために、議論された①海岸組合に強い統治力を与える（統治できる方法を考える）②海岸組合内に第三者チェック機能を設ける ③日常的なチェック&バランスシステムを作る ことを進めるとよいのではないのでしょうか。それらが達成されるなら規制緩和はどんどんして良いと思います。

逗子の最大の魅力である海岸を身内だけで細々と消費していると、地域の活性化はおこなわれず逗子全体が縮小均衡していき、つまり平和ではあるけど元気のない寂しい街になってしまいます。この衰退化のカーブが一度つくと修正は非常に困難です。今年の取り組みで、問題になっている無軌道な若者や無頼者はほぼ一掃されました。今後大事になるのは、それらを根絶やしにするために過度な農薬散布を続けるのではなく、再発の注意をしながらも固有の価値を消さないという視点だと考えます。そのためには長期的な成長の源泉である子供のことでなく、短中期的な動力である経済の担い手層にも目を向けるべきです。

本来は逗子の成長を考えると、「固有の価値を消さない議論」でなく、「新しい価値を生む議論」をしたいところですが、一足飛びにそこまで飛ぶには個々の立場が違いすぎるので、

まずはここから始めるべきかと思います。

それと、海岸を逗子の資産と考えるなら、その価値化の遂行は逗子市にも求めたいです。検討会（中でも海岸組合）に全ての解決法の立案実行を求めるのではなく、（本年は非常なご苦労をされましたが）今後も逗子市でも応分な負担をするべきでしょう

費用と人材リソースを負担した上でその対価としての成長戦略・戦術を考えるのは、逗子市が中心となるべきだと思います。（もし考えているのなら開示いただきたいです）

会費制の BBQ エリアなどはいかがでしょうか。器材なども有料レンタルにして。例えば横須賀の「うみかぜ公園」の様な。

- ・ 漸く海岸組合が正式にメンバーとして参加する事ができ、市民の不満を明らかにし、皆で具体的で現実的な討議が行えるようになった。
- ・ 市と海岸組合双方の立場は市・海岸組合・商工会・市民四者がよく理解し、共有できたのだから今後は「闘い終わって皆平等な同じ市民」との精神で来年度の対策と中長期の企画を検討していく事を切に願うところです。
- ・ 中長期の企画については本検討会メンバーの総意としての具体的な実現策の結論が出せる迄、たとえ年度を越えても引き続き継続討議し、市・海岸組合・商工会・市民が納得できる方向性を決めて初めて長期ビジョンとしての企画を立てる価値が出ると思います。過去の問題を繰り返さない為にも拙速を避けて、全国的に模範となり得る子供に残せる海水浴場を作るのが我々委員の責任であると思います。

(1) 海水浴場東側禁止区域から田越川河口までかなりのスペースがある。これを利用して定期的なイベント開催を提案します。

子ども・その保護者・家族等に対するイベント（例：スイカ割り、海に関する体験学習等）

(2) 砂浜等でのバーベキューの禁止（通年）

田越川河口周辺＝渚橋下と西側。この周辺はハイキングコースに入っている。

桜山長柄古墳郡—蘆花記念公園・郷土資料館—逗子海岸

観光客（特に市外からの人達）に良くない。

逗子市商工会のアンケートの中で、逗子海岸を、静かな場所にしてほしいか、賑わいの場所にしてほしいか、両極端な質問があり、注目しました。

10代は、賑わいを支持。

20代30代は、意見なし。

40代は、強く静かさを支持。

50代60代は、静かさを支持。

とバラバラの方向性です。

そして全世代当たり前に、きれいな海岸を望んでいます。

7年前の「まちづくり基本計画」にも記載のある、海岸の下水道の整備が、何よりも急ぐ事と考えます。

そして、中期的には、砂浜の維持策を実行しなければ、海水浴場自体がなくなります、その対策も実は急務だと思います。

あと、理想の海の家を「観光推進協会」で営業すべきと思います。

海岸組合の新しい役員の方の体制作りには近隣住民の方の協力が必要と思います。

## 4. あり方検討会での討議内容

### 【第9回・第10回】

海岸組合より来年度へ向けた新たな取組みの試案と違反者への対応策について考えが提示された。

- ① 海の家音楽については、ライブハウスやコンサートを中心とした営業ではなく、一般の店舗で流れているようなBGMを流したいと考えており、その中で音量やその他の大音量が出ない仕組み等は、これから検証する必要があると考えていること。また、国道134号線裏の住宅街や砂浜にまで聞こえる音量を出すつもりではなく、あくまでも海の家雰囲気づくりとして音楽を流したいと思っていること。
- ② 海の家営業時間については、延長することにより、夕陽を見ながらの食事や夕涼みの時間を提供したいこと。
- ③ 違反者への対応は、「かながわの海岸利用のあり方検討会」の報告書に「協議会を市・町で作り、協議会で行う事については協議会で決めてほしい」という旨の提案が出ており、それを受けて逗子でも協議会を作ることになると思われるので、その様な市と海岸組合だけではなく、他の方も居るなかでやらせて欲しいということ。以上の事項の他にも、ゴミ対策、マナー対策などが提示された。

その際に、一部のルールを遵守しない海の家への対応、海岸組合役員のみならず末端の従業員もルールを遵守する体制・仕組み作りなどの、海岸組合の全組合員でルールを遵守することが大事であり、仮に現在の規則を緩和するならばそれが前提であるのではないかと、という事が主に討議され、具体的に規則を緩和するか否か、緩和する場合にはどの様に緩和をするのかについての討議は行われなかった。

なお、個別の海の家音楽とは別に、来年は安心・安全を維持したまま観光振興も行いたいため、市や観光協会などで主催・共催するイベント等については拡声装置等も使っていきたいと考えていることが提示され、特に意見等は無かった。

### 【第11回】

ルール遵守の仕組み、営業時間、音楽について海岸組合より発表・説明があった。

- ① 次の事項について、代表理事の責任の下約束すること。
  - ・ 「かながわの海岸利用のあり方検討会 報告書」において提言された、今後逗子でも発足すると思われる協議会で決定したルールを遵守すること。
  - ・ 海の家出店受付を、ルールを遵守することを承諾した者のみ受け付けるようにし、入り口から厳格化していく。
  - ・ 万が一ルール違反者が出た場合には協議会で審議を行い、代表理事が現場を確認したものについては速やかに対処すること。

- ・ 方法案としては、出店者証を店舗の目立つ場所に掲示し、誓約書及び出店名簿を市に提出することが提示された。
  - ・ より詳細・具体的な事については、今後協議会の中で様々な方と協議して詰めたい。
- ② 砂浜での飲酒禁止が継続するならば酒の飲み過ぎは店内で制御できる。また、今年もライブハウスの営業を受け付けないこと、そして利用者のニーズもあることから夕日を見ながら食事を楽しめるように営業時間は21時までとしたい。
- ③ ライブハウス・クラブ営業を認めず、利用者へのサービスとして店内のみで聞こえる程度の音量のBGMを流したい。音響の専門家とも調整を進めている。スピーカーのコーン（丸い部分）のインチ数を指定することにより、過度な音量にならないように制御することができる。

これに対して、メンバーより次のような意見が出た。

#### ルール遵守の仕組みについて

- ・ 違反を発見した際に、市民が連絡できる電話番号を海岸に掲出するなどの、連絡体制の確立・明確化が大事である。
- ・ 海岸組合の定款・規約も一般公開して、何がルール違反なのか分かるようにして欲しい。
- ・ 組合員と出店責任者が違うことにより、ルールを共有・遵守出来るのかが不安。
- ・ アルバイト等の末端従業員がルール違反することもあるので、その対策が必要である。
- ・ 音、時間のことも各海の家のもラルが心配である。
- ・ 誓約書に車の乗り入れに関して記載することにより、逆に権利があり好き勝手に良いと勘違いしている海の家がある。
- ・ ルールを遵守・管理させるための具体的な組織作りの提案がないと、信用を得られないのではないかと。
- ・ 出店受付を厳格にすることは良いと思う。
- ・ 提示した事を海岸組合が実行できれば良いが、過去を知っているが故、無理だと思うので、実行できる仕組みを考えて欲しい。
- ・ 自治会の会員が納得できるような資料を作成し、場合によっては自治会の会合に参加して住民に面と向かって説明するなどして欲しい。

### 営業時間・音楽について

- ・ 21 時でも良いとは思いますが、それでは住民は平成 25 年と同様の状態に戻るとの印象を受けるのではないかと。せめて営業に支障が少ないと思われる、20 時 30 分か 20 時にできないだろうか。
- ・ 海岸組合の表明だけで判断したくはないが、夕日を見ながら食事を楽しみたい気持ちは分かる。21 時では長いので、せめて 20 時くらいではないか。
- ・ 今までの近隣住民の苦しみを考えると、10 年間は現状維持で良いのではないかと。
- ・ 現状維持のなかで海の家は営業努力をして、それを見て今後判断するのが良いのではないかと。
- ・ 海岸組合がルールを遵守すると言っているので、緩和をしても良いのではないかと。また、建築・解体期間も含めて、例えばルール違反が出た場合や状況が酷い場合には、途中から厳格化するというように、運用途中でもチェック・判断等を行う機関を作り、状況を見ながらの運用はできないものか。
- ・ 海岸組合と話し合いが出来ていることも成果であると思うので、特定期間・特別な日のみ営業時間を延ばすことが良いのではないかと。
- ・ 特別な日を定めると、過去と同様に勝手に都合よく解釈する海の家が出てくる可能性があるため、抜け道が無いようにする必要がある。
- ・ 営業時間の短縮により、市内商工業者が影響を受けたということも考慮し、街全体のことを考えると 20 時くらいとして、海水浴場から街の飲食店に利用者が流れるようにしても良いのでは。
- ・ 津波情報等の防災上の観点から、FM ラジオくらいは良いのでは。
- ・ BGM とは少し違うが、海岸利用のあり方の一つとして海岸で結婚式を挙げたいということもあるので、市や組合の許可制にしてはどうか。
- ・ 営業時間を議論する際には、海水浴場の原点を考える必要がある。海水浴場は遊泳者の為というのが基本であり海の家は付随設備である。
- ・ 営業時間を延長するのであれば、遊泳時間が終了した後の風紀・治安・安全の確保や、危機管理方法についても並行して考えなければならない。
- ・ 安心安全が一番であり、静かになれば犯罪は発生しにくくなる。
- ・ マナーアップ警備員が居る時間内には、利用者は帰るような時間設定にした方が良い。

#### 営業時間・音楽以外について

- ・ ほとんどの海の家はルールを遵守しており、一部がルール違反をするのであって、そこが外部からもわかるようにして欲しい。
- ・ 一部のルール違反をする海の家を排除する強い意思が必要である。
- ・ 10年間我慢して来た方の気持ちもわかるが、昨年末に実施したアンケートで、メンバーは自由に意見を言っており、集計結果も出ているので、これがあり方検討会の意見として良いのではないか。

#### ※ 参考情報【神奈川県逗子警察署より】

逗子市内全体での刑法犯認知件数は、平成25年が340件、平成26年が250件であり、90件と大きく減少した。これは、水上警察署と葉山警察署を除いて、神奈川県で一番少なく、津久井警察署と同程度である。

要因としては考えられることは、警察と市民の連携による防犯等に関する様々な取組み・活動の成果が出ていることや、海水浴場の条例の改正も一つとしてあるだろう。

## VI 中長期的なあり方に関する項目

中長期的なあり方に関する項目については、予算に関する項目の中で検討期間が中・長期と分類した項目について記載する。

この項目に記載されている事項については、重要かつ調査・研究を必要とするため、引き続き協議・検討を行っていく。

### 項目

1. 夏以外も営業するビーチカフェの公募
2. 交番（警察官の常駐場所）
3. 下水道の排水・汚水処理設備
4. 砂浜減少を防ぐ人工リーフ
5. 海岸における一体インフラの整備（下水、歩道、緑化、ベンチなど）
6. 海水浴場への入浜料の徴収
7. 海水浴期間の延長（建築・解体期間の短縮）

## 1. 夏以外も営業するビーチカフェの公募

メンバーの意見<賛成：2 反対：13 その他：3>

賛成	<p>海岸のどの場所に建てるか熟慮が必要。</p>
	<p>逗子の海の家は藤沢・鎌倉・葉山に比べ小規模事業者が密集して営業しており、海水浴客の減少は海を家の経営を圧迫し、海水浴場の魅力、ひいては逗子市の魅力の低下につながる可能性が大きい。</p> <p>しかし、隣接する住民と駅からの導線上の住民の環境を考えると、観光客数の海水浴シーズンの一時期の集中は、多くの問題を発生する事はあきらかであり、海岸への観光客のピーク分散が不可欠と考える。</p> <p>一方、海水浴客のニーズは多様化しており、単に海に入るだけでなく、海岸での食事や、洗練された場所で潮風を感じる事自体がリクレーション化しており、今後この言わばホスピタリティニーズとも言うべき流れは拡大していく。</p> <p>逗子の魅力の向上策としては、海水浴場期間だけでなく4月から10月ぐらいの期間にこのホスピタリティニーズの受け皿としてビーチカフェの開設を目指し、その事業者自体を海水浴場期間の営業権を持つ海岸組合の中の優良事業者を主に選定する事で、海岸組合の事業者の選別と育成をし、ひいては海水浴期間も良質な海岸組合が運営する海の家とマナーの良い客を受け入れられる、好循環を生むべき。</p> <p>平成19年の「まちづくり基本計画」にも海岸の通年施設の設置として明記してあるのに現状進展のない状態。中長期として放置でなく来期具体的にスケジュールを決め調査等動くべき。</p>
	<p>反対する1番の理由は、そもそも海は自然だから。人工的なものを置くのは最低限で良いと思う。</p>
	<p>まずは、夏の期間（海水浴期間）をしっかりと運営した後の話し。問題を起こす海の家があるのに、それ以外の事をしっかりと出来とは思わない。今は反対。</p>
	<p>将来の逗子海岸のあり方について、合意形成ができていない現段階では反対。</p>
反対	<p>逗子の海岸は小さい。砂浜が狭い。建築物が無い方がすっきりする。</p>
	<p>海の家との共存を望んでいる。昔は地元の人が経営している店が多く、なんとなくつながりを感じていたが、時代も変わり地元と全く無関係な店も多いのだと思う。それでも、海の家は夏の風物詩と感じているので、1年中ビーチカフェがなくてもよい。誰が営業するのか分からないが、海を私物化されても困る。たまり場になっても困る。</p>
	<p>必要なし。</p>
その他	<p>海岸は公共空間であるため、常設でビジネスが行われるのは適切ではないのではないか。</p>
	<p>ビーチカフェを通年営業する場合、海水浴場開設期間中の営業権の問題がある。関係行政機関の調整次第であろう。</p>

	<p>海の家を出店するに当たり、海岸組合にはどのような権利金や条件などがあるのか。公表されていない決まりごとを調査してから検討するべきではないか？</p>
その他	<p>基本的には賛成だが、その前に逗子海岸の利活用と商店街など広域でのまちづくりの総合計画が必要。冬でも海岸で楽しめ且つ安全管理ができる企画がないと継続できない。一般逗子市民限定（売上、税金が市に供されること）での公募ができる仕組みの整備も必要。賛否検討はその後が望ましい。</p>

## 2. 交番（警察官の常駐場所）

メンバーの意見＜賛成：14 反対：2 その他：2＞

賛成	抑止効果も含めルール遵守指導、監視及び特に夜間の安全対策上必要。
	以前、海岸中央にあった臨時派出所が設置できればよい。
	シンボルロード終点地点（新宿会館となり） 駐輪場用地に神奈川県警察交番又は駐在所又は防犯ボランティア詰所、設置希望。
	予算を是非お願いしたい。（県、予算も！）治安向上の為に。
	海水浴客が安心して海水浴が出来る。パトロールしている警備員が安心して仕事出来る。
	現在の新宿交番は老朽化しており、建替え時に新宿会館隣の空き地への移転を検討してもらおう。
	海水浴場の治安を防ぐには、交番設置が一番の有効策。
	防犯上、絶対必要。なぜ、ないのか分からないくらい。
今年の様な平穏な海水浴場であれば、交番は不要で巡回で良いのではないか。	
反対	昨年は治安上異常状態であったが、今年見る限り不要。場所がら監視効果は極力抑えるべき。
その他	基本的には賛成する。施設の提供やこれにともなう警察官の増員を県に要請して、現場警察官の負担増とならない手当が必要である。
	あまり警察による抑止力で運営するものではないと考える。昨年までの状況であれば必要性も考えられたが、もし今年のような雰囲気であれば、そこまでしなくともよいのでは。

### 3. 下水道等の排水・汚水処理設備

メンバーの意見＜賛成：11 反対：3 その他：4＞

賛成	「クリーンで安全な海水浴場」実現のためにも大切。
	海の家下水道汚水処理設置。遅過ぎるくらいである。
	長期的に整備することを希望。
	ホスピタリティのある通年利用のビーチパークの方向で施策をおこなうべき。 平成19年に「まちづくり基本計画」の中にも方針として明記してあるのに現状調査費もついていない。逗子の文化レベルが問われる問題。中長期として放置しておくのではなく、来期調査等具体的に動くべき。マスコミ受けもし国等の補助金も今の流れなら可能性大。
	環境保全のためには必要。海を家の営業を許可する限り、海の家に長期的には相応の負担をしてもらっても設置すべき。
	絶対必要。
反対	費用対効果の見地上無駄。
	トイレ以外は、下水道はなくても環境に問題のない海を家の営業形態で。
	汚水処理の問題は、あくまでも事業者（海の家）が対処すべき問題であり、海岸への人工物の設置工事は必要最低限にすべき。
その他	基本的には賛成だが、その前に逗子海岸の通年利活用と商店街など広域でのまちづくりの総合計画が必要。冬でも海岸で楽しめ且つ安全管理ができる企画がないと夏季2カ月しか使用しない施設への予算付けでは非効率。また海を家のブース割振りも恒久的となるので、計画作りには熟考が必要。
	逗子海岸にはトイレがあるが、それでは夏の間、足りなくなるものなのか？海を家のトイレを使ったことがなく、どの程度使われているのか知りたい。
	海の家が浸透マスを使用しているが、これは砂浜に垂れ流していることと同じ。下水道が必要と考えるが、今のルールを無視する海を家の為に税金を使うのは反対。逗子市が許可できる制度になれば、整備は必要。
	現状に関する情報に乏しいので判断できない。

#### 4. 砂浜減少を防ぐ人工リーフ

メンバーの意見＜賛成：5 反対：7 その他：5＞

賛成	砂浜減少は重大問題。県・国に即刻要望すべき。
	砂浜減少は、逗子海岸だけに発生している事象ではなく、対策は複雑。ただ逗子の海岸は地形的優位性があるだけでなく、逗子の街としてのアイデンティティの重要要素であり、日本で一番の対策をすべき。 これも、長期として放置でなく来期調査等具体的に来期から動くべき。今なら、マスコミ受けもし国等の補助金も可能性大。 また、津波対策にもなるとの話も。
	葉山港増設時に検討されているとの事。県と相談して恒久策を検討されたい。
反対	逗子海岸の砂浜減少は山を削り宅地開発したのが原因。根本的な対策にならない。人工リーフは景観上もよくない。
	現段階では無理。
	津波対策などの防災上の必要があり、国や県が取り組むのであれば反対はしないが、この不景気の中、優先順位が高いとは思えない。 なるべく自然の姿であるべき。
その他	国策レベルでの案件であり、逗子市のみならず神奈川県全域の自治体が歩調を合わせる事がまず第一と思う。
	まず何故砂浜が減少したのか？原因分析が必要。海水流の変化、生態系への影響、流砂防止の成功見込み、費用対効果など専門家のシミュレーションを行うことが先決。賛否検討はその後が望ましい。
	この検討会で、話し合うべきものかわからない。 数年前の国体の際に、葉山港の防波堤工事を行ったため逗子湾の海流が変わり、西浜が削られて狭くなったという意見がある。人工物を設置する場合は慎重な調査が必要と考える。

## 5. 海岸における一体インフラの整備（下水、歩道、緑化、ベンチなど）

メンバーの意見＜賛成：8 反対：7 その他：4＞

賛成	これからの逗子海岸の魅力創出と、防災対策に必要。
	現在、東浜には国道134号線の海岸側に一部遊歩道があるが、これを延長し、渚橋から浪子不動まで歩けるようにしてほしい。
	ホスピタリティのある通年利用のビーチパークの方向で施策をおこなうべき。特に机とベンチは、3つ以上は設置してほしい。これは、ホスピタリティの基本。中長期として放置でなく来期調査等具体的に動くべき。
	逗子海岸のイメージ戦略の一環として考えるのであれば、中途半端なものではなく、たとえばデザインを公募するとか、現在お金をかけた割には海浜ロードとしてのイメージアップにつながっていない東郷通りの整備とセットで考えるとか。
	歩道、緑化、ベンチは不要。現状でも浜が狭いのに、更に狭くすることには反対である。
反対	費用対効果の見地上無駄。より自然のままよい。
	できるだけ自然が良い。高齢の方のためのベンチくらいはあっても良い。
	海岸は自然のまま利用できる範囲で楽しみたい。
	余計なことはする必要なし。できるだけありのままの海岸をキープするというのも、1つの考え方。
	なるべく自然の姿であるべき。人のレジャーに合わせるために自然に手を加える時代は終わった。
その他	一部賛成。通年有効活用できる整備に留め、自然に不必要なメスは入れるべきではない。
	基本的には賛成だが、その前に逗子海岸の通年利活用と周辺住民を含む広域でのまちづくりの総合計画が必要。冬でも海岸で楽しめ且つ安全管理ができる企画がないと夏季2カ月しか使用しない施設への予算付けでは非効率。計画作りには熟考が必要。
	自然を壊さない程度の整備。個性（海の家）などを尊重し歴史も残された整備。
	しっかりと逗子海岸の姿を計画した上で議論すべき。今はその必要はない。
賛成 反対 両立	下水道・汚水浄水装置の整備は賛成。歩道・緑化・ベンチの設置は反対。

## 6. 海水浴場への入浜料の徴収

メンバーの意見＜賛成：2 反対：12 その他：4＞

賛成	海を大切に利用する意識向上のため。
	<p>入場料を徴収する費用が、入場料を超える可能性があるが、混雑が予想される日やイベント開催した特別な日などから調査目的で実施することに賛成。</p> <p>入場料を払っても来なくなる魅力あるビーチにする施策と同時に行えば、大きな逗子の力となりえる。市民との価格差や、地域通貨の利用など他の施策との連携を。</p>
反対	<p>国有地は、国民の財産であり、国民皆が利用する権利がある。逗子市民の保護や有益を考えるのであれば、新税の導入や、県、国からの支援を考えるべきである。</p> <p>プライベートビーチじゃあるまいし。</p> <p>近隣の海水浴場と比較して突出する魅力、楽しい環境を保証できなければ来客はなくなると予想する。公共の海水浴場への入場料徴収はあまりにも閉鎖的で反対。また市民、市外からの来場者とで差をつけることはできないので、市民の利用もなくなると予想する。反対する。</p> <p>だれでも利用できるのが、公共の海水浴場！</p> <p>海岸は市民だけのものではないという原則に立ち返ったとき、環境整備に使うのであれば、他の徴収方法はないのか。入場料という発想はなじまないように思う。</p> <p>公有水面の有料化は可能か。沖縄で許されているプライベートビーチが可能であれば、検討に値する。</p>
	逗子のためになるのか、ならないのか、良くわからない。
	しっかりと逗子海岸の姿を計画した上で議論すべき。今はその必要はない。
	条例を守らない客が多い場合は徴収すべき。今後の動向しだい。
	将来的に、バーベキューエリア等を設定した場合には検討が必要になるかもしれない。
その他	

## 7. 海水浴期間の延長（建築・解体期間の短縮）

メンバーの意見＜賛成：4 反対：11 その他：2＞

賛成	9月第2週の日曜日までの延長が望ましい。
	来期以降の検討であれば、海水浴期間の延長と建築・解体の短縮は別のテーマで議論すべき。
	海水浴場期間は、現状のまま。海の家営業期間を長くする方向。ビーチカフェ化と同意見。
	建築、解体の短縮は、各海の家がコストをかければ実現できる。「逗子海水浴場ルール」のⅡ-3-⑩など守られていないゆえ、いつ事故が起きてもおかしくない。ただ、これだけを現状海の家に強いるのも、酷かとも思い発言はしません。
	海の家建築・解体のために、海岸に工事車両が入るのは最小限にしてほしい。工事期間を限定し周知してほしい。
反対	南関東地区の夏は、8月31日が妥当だろう。
	海水浴に適した気候、子どもの休み期間、建設・解体工事費用の増額を考慮すると「期間」を多少延長しても売上増の効果は望めない。反対する。
	今のままで十分長い。これ以上続いたら、みんな疲れてしまう。
	なるべく早く次の事項を希望する。日本一早い海開きの逗子海岸と言われているが、7月上旬は梅雨時期であり開店休業状態である。海の家は海水浴のための施設であることを考えると、梅雨明け直前（7月20日前後）からの海開きで十分であると考え、建築開始期間も7月からでよいのではないだろうか。建築開始を遅くし、海水浴場開設期間も短くすることを希望する。終了時期は現状どおりで良い。
	建築、解体期間の短縮には賛成。今季も、解体期間ぎりぎりまで作業を伸ばし、海を家の関係者で海岸に車を乗入れBBQをするなど、一部の事業者にはまだルール違反やモラル欠如が見受けられる。
その他	海水浴場期間は現状維持。建築・解体期間は絶対に短縮。建築・解体期間中の車の乗り入れは非常に危険、無謀な運転をする車が多すぎる。また、その期間中、車を置きバーベキューをする海の家関係は逗子からいなくなって欲しい。建築・解体期間中も土日を含め、逗子市がパトロールすべき。今年はひどすぎる。
	海開きは現状が良いが、最後は学校が始まる直前の週末で如何か。
	現状に関する情報に乏しいので判断できない。判断するには、現場の声をもっと聞いてからではないと、突貫工事など新たな問題が起きる。

## Ⅶ おわりに

逗子海水浴場のあり方検討会では、これまで 11 回にわたり、安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具体像等について、協議・検討を重ねてまいりました。

考え方・視点の違いから議論が紛糾することもありましたが、メンバーの皆様の逗子海水浴場を良くしたいという思いは同じであり、あり方検討会のような場を設けて意見を出し合えたことに意義があったと感じております。

このあり方検討会は、方向性を示すことや、結論を出すことを目的としたものではなく、メンバーが自由な意見を発表し、協議・検討の結果を市長に報告するものであるため、最終報告書では、出された意見をそのまま記載し、賛否等についても両論併記といたしました。

最後に、市長におかれましては、あり方検討会報告書を様々な意見や声がある中での一つとして、今後の海水浴場のあり方について決定していただきたいと思っております。

逗子海水浴場のあり方検討会

座長 和田 修芳

逗子海水浴場のあり方検討会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成26年逗子市条例第6号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する協議の場として、逗子海水浴場のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第2項のルールの方策及び改訂について協議し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具体像について協議し、その結果を市長に報告すること。
- (3) その他市長が必要があると認めたこと。

(メンバー)

第3条 検討会は、メンバー30名以内をもって組織する。

2 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 商工・観光団体から推薦された者
- (3) 学校関係団体から推薦された者
- (4) 逗子海岸近隣町内会・自治会から推薦された者
- (5) 児童・青少年関係団体から推薦された者
- (6) 防犯団体から推薦された者
- (7) 海岸で活動する事業者から推薦された者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要があると認めた者

3 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により決定する。

2 座長は、協議会の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、経済観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

## 逗子海水浴場のあり方検討会 メンバー 一覧

所属			人数
1	公募の市民	市民メンバー	3
2	商工・観光団体	逗子市観光協会	1
		逗子市商工会	1
		中央商店街連合会	1
3	学校関係団体	小・中学校校長会	2
		逗子市PTA連絡協議会	2
4	逗子海岸近隣町内会・自治会	新宿町内会	1
		下桜山交友会	1
		逗子6丁目の会	1
		逗子7丁目東自治会	1
5	児童・青少年関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	1
		新宿こども会	1
		民生委員児童委員 主任児童委員	1
6	防犯団体	逗子市防犯協会	1
		逗葉地区保護司会	1
7	海岸にて活動する事業者	逗子海岸営業協同組合	1
		逗子マリン連盟	1
8	関係行政機関の職員	逗子警察署	1
		横須賀三浦地域県政総合センター	1
		鎌倉保健福祉事務所	1
		横須賀土木事務所	1
9	市職員	市民協働部長	1
10	その他市長が必要があると認めた者	逗子サーフライセイビングクラブ	1
		逗子30'sプロジェクト	1
		ずし60'sプロジェクト	1

29 名

※ 小中学校校長会においては、中学校校長1名と小学校校長1名とする。

※ 逗子市PTA連絡協議会においては、中学校PTA1名と小学校PTA1名とする。

## 逗子海水浴場のあり方検討会 開催状況

回数	日 時	議 題
第1回	平成26年3月28日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり方検討会の運営について</li> <li>これまでの取り組みについて</li> <li>今後の取り組みについて</li> </ul>
第2回	平成26年4月15日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年度逗子海水浴場のルールについて</li> <li>今後の逗子海水浴場のあり方について</li> </ul>
第3回	平成26年5月8日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年度逗子海水浴場のルールについて</li> </ul>
第4回	平成26年7月8日 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年の逗子海水浴場のこれまでの感想について</li> <li>安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具体像について</li> </ul>
第5回	平成26年7月31日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>逗子海水浴場を視察した感想</li> <li>安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具体像について</li> </ul>
第6回	平成26年8月29日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適なファミリービーチとしての逗子海岸の具体像について</li> </ul>
第7回	平成26年9月30日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間報告の作成について</li> <li>条例に関する項目について</li> <li>予算に関する項目について</li> </ul>
第8回	平成26年10月16日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間報告の作成について</li> <li>予算に関する項目について</li> </ul>
座長より市長へ「逗子海水浴場のあり方検討会 中間報告書」提出		
第9回	平成26年11月27日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則について</li> </ul>
第10回	平成26年12月16日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則について</li> </ul>
第11回	平成27年1月13日 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則について</li> <li>最終報告書（案）について</li> </ul>